



広島報

青空と緑と産業の町

昭和

2月号

ガ ブ ッ!

小正月の獅子舞
おびようそくさい
無病息災と子どもたちの健やかな成長を願って
家々をめぐり獅子神楽を舞います
かぐら

2012
No.412

Public Relations Showa

平成24年2月1日発行

町の鳥=ひばり 町の花=れんげ 町の木=乙女椿

まちの動き

1月1日現在 (前月比)

人	□	17,588人 (+14)
男		8,991人 (-7)
女		8,597人 (+21)
世帯数		7,223戸 (+2)

目次 CONTENTS

- 確定申告のお知らせ…………… P2
- 経済センサス活動調査…………… P4
- 各種お知らせ
(子ども手当、町営住宅入居者募集ほか) P5~7
- 昭和町消防出初式…………… P8
- 男女共同参画審議会委員募集ほか…………… P9
- まちのわだい……………P10,11

税の申告のお知らせ

確定申告が間近となりましたが、申告の準備はお済みでしょうか。
 町では2月16日(木)から3月15日(木)までの間、税の申告相談を行います。
 申告期間中は混雑を避けるため、下記のとおり地区別に相談日を設けています。

確定申告は、納税者の皆さんが自ら収入等の申告を行うことで、国などへ納める税額を確定し、税金を納めたり、給与天引きなどで納めすぎている税金の返金(還付)を受ける制度です。

町でも、前年の状況等をもとに、所得税等の申告が必要と思われる方に申告書をお送りしています。申告書が届かない場合でも申告はできませんので、ご自分の収入などを確認して、お早めの申告をお願いします。

所得税の確定申告が

必要な方

- ① 営業、農業等の事業所得がある方
- ② 地代や家賃収入等の不動産所得等がある方
- ③ 土地や建物等を譲渡した方やゴルフ会員権や株式等の資産を譲渡した方。

た方。(株式の譲渡については、証券会社の特定口座で源泉徴収を選択している場合を除く。)

- ④ 保険の満期返戻金等の一時所得のある方
- ⑤ 給与所得者で次のいずれかに該当する方
 - 平成23年中の給与の収入金額が2千万円を超える方

町・県民税の

申告が必要な方

- ① 平成24年1月1日現在、町内に住んでいる方は、町県民税の申告が必要です。

※ただし、次の方は申告の必要はありません。

- ・ 税務署に所得税の確定申告書を提出する方
- ・ 年末調整が済んでいる給与所得者または年金収入のみの方で、支払者から税務課に給与支払報告書が提出されている方

② 平成23年中に所得がなくても次のいずれかに該当する方は、町県民税の申告が必要です。

- 国民健康保険に加入されている方
- 介護保険第1号被保険者の方
- 後期高齢者医療の被保険者の方
- 所得証明、課税(非課税)証明等が必要とする方
- 誰の扶養にもなっていない方
- 町外に居住する方の扶養親族となっている方

町・県民税の

住宅ローン控除

所得税の住宅ローン控除を受けた方で、所得税で控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の町県民税で住宅ローン控除の適用を受けることができます。

所得税確定申告の添付書類の写し、給与支払報告書等から、町が控除額の計算を行いますので、町県民税の申告の必要はありませんが、所得税確定申告をされる方は申告書の「特例適用条文」の欄に、必ず居住年月日を記入してください。

申告をしないと

次のことが受けられない

場合があります

- 国民健康保険・後期高齢者医療制度による保険料の軽減、自己負担額の軽減・高額医療費の限度額・入院時食事負担額の判定
- 介護保険各種減額証の交付、高額介護サービス費の負担上限額の判定

地区別申告相談日程表

相談日	対象地区
2月16日(木)～ 2月22日(水)	西条一区 西条二区 清水新居
2月23日(木)～ 2月29日(水)	西条新田 押越 河東中島
3月1日(木)～ 3月7日(水)	紙漣阿原 築地新居 飯喰 河西
3月8日(木)～ 3月15日(木)	上河東 上河東二区

- ◆ 相談時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時(土日の相談はお休みとなります。)
 - ◆ 相談場所 役場庁舎裏 別棟2階会議室
 - ◆ 問い合わせ 税務課 ☎275-8265
- ※今年も2月26日(日)の午前中に限り相談を受け付けます。地区の限定はありません。

介護保険料、後期高齢者医療保険料などが変更になる場合があります。

年金収入のある方へ

今年から、公的年金等の収入額が4百万円未満であり、かつ、その他の所得金額が20万円未満の方は、確定申告の必要がなくなりました。

この場合でも、源泉徴収された所得税の還付を受けるための申告書の提出はできます。

また、社会保険料や地震保険料などの所得控除を受ける町県民税の申告をする、翌年度に課税される町県民税が少なくなる場合があります。

甲府税務署の

申告書作成会場

甲府税務署では、所得税・個人消費税・贈与税の申告書作成会場を次のとおり開設します。

町役場の相談会場を含め、どの会場でも受付が出来ますので、都合の良い日程で申告にお越しください。

▼山梨県社会福祉会館(現税務署南)

甲府市丸の内一丁目10-5
1月20日(金)～2月10日(金)
午前9時～午後5時

※この期間中、甲府税務署庁舎内には申告書作成会場は設置していませんのでご注意ください。

▼甲府税務署(新庁舎)

甲府市丸の内一丁目1-18 甲府合同庁舎五階
2月13日(月)～4月2日(月)
午前9時～午後5時
※土日祝日を除きます。ただし、2月19日(日)と26日(日)は開設します。

問い合わせ

甲府税務署 ☎2333-3111
役場税務課 ☎275-8265

山梨県が「の」お知らせ

山梨県では、平成24年4月1日から森林環境税(県民税均等割の超過課税)を導入します。森林環境税は、県民税均等割額に上乗せ(超過課税)して納めていただきます。

- 県内に住所がある方
- 県内に事務所、事業所または家屋敷を持っている方
- 年額 500円

※住民税が給与から特別徴収されている方は、その中に含まれます。

※それ以外の方は、市町村から送付される納税通知書により納めていただきます。

- ※次の方には課税されません。
 - ・ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
 - ・ 前年の合計所得金額が125万円以下の障害者、未成年者、寡婦又は寡夫の方
- ・ 前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方

2月1日は 経済センサス活動調査

事業所の皆さん、調査票へのご記入・ご回答はお済みですか？

前回1月号広報でもご案内のとおり、2月1日は「経済センサス活動調査」の調査基準日です。企業・事業所の皆様は、1月中旬に訪問又は郵送でお届けしている調査票に、必要事項をご記入いただき、ご回答をお願いします。皆様の協力をお願いします。

調査の対象

全国すべての企業、すべての事業所が対象です。

調査・回答の方法

調査は、支社等のない事業所や新設された事業所を対象にした「①調査員による調査」と、支社等を有する企業などを対象とした「②郵送による調査」の2つの方法で行います。

①調査員による調査

「調査員による調査」では、都道府県知事から任命された町の調査員が、1月中旬に各事業所を訪問して調査票を配付しています。2月1日現在を基準日として、2月1日以降、調査員が調査票の回収に伺います。



②郵送による調査

「郵送による調査」では、調査員が調査票を回収に伺いません。国等の委託を受けた事業者から調査票が郵送されますので、直接、郵送にてご回答をお願いします。



提出期日

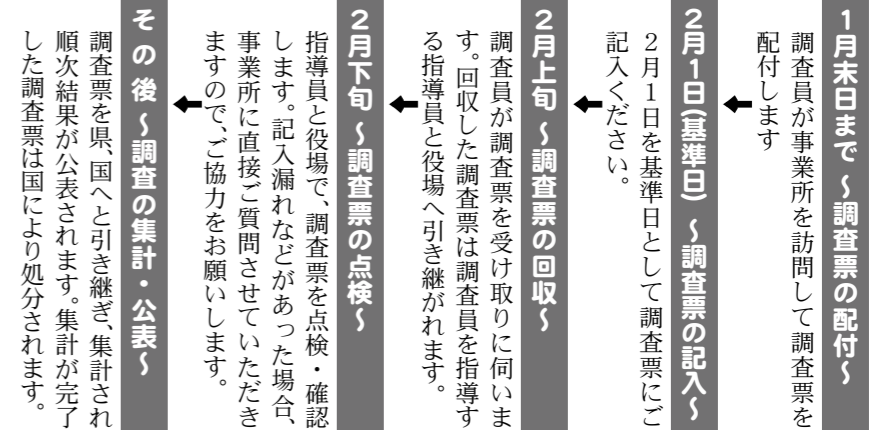
調査員による調査では、調査員が適宜回収日をお約束し、回収に伺いますので、調査員にご提出ください。

郵送による調査では、2月1日以降、直接郵送にてご返送ください。

調査には「回答の義務」があります

経済センサス活動調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、調査を受ける事業所には、回答の義務があります。

調査の流れ (調査員による調査の場合)



問い合わせ先

調査票の記入方法など、分からないことがありましたらコールセンターにお問い合わせください。

経済センサス活動調査コールセンター

0120・44・1034
03・6830・1034 (IP電話など)
055・275・8154
■役場企画財政課

Q&A 経済センサス

- Q なぜ東日本大震災で大変なときに調査するのですか？
- A 今回の調査は、経済活動への東日本大震災の影響を把握し、復興に生かすための貴重な資料にもなります。大変なときだからこそ、是非ご協力をお願いします。
- Q 個人情報だから回答したくない。
- A 収集された個人情報は、個人・事業所・企業を特定できない形でのみ利用されるため、個人情報保護法の対象外となります。また、収集された情報は統計以外での使用が禁止されており、調査員等には守秘義務が課せられます。
- Q 税金の資料に使われそうで、金額は記入したくない。
- A 調査票に記入いただいた情報は、統計のためだけに使われ、税金の徴収や課税の資料に使われることはありません。
- Q 忙しくて調査票を記入する時間がありません。
- A 正確な調査結果を得るためには皆さんの協力が不可欠です。分からないことがあつたら、コールセンターや役場企画財政課にご質問いただき、ご回答にご協力をお願いします。

2月10日(金)は 子ども手当の支払日です

子ども手当は、2月・6月・10月の10日が休日の場合は前日の平日の年3回支給します。今回の支給では、10月～1月の4カ月分を支給します。一月あたりのお支払額は、次のおりとなっており、口座に記帳しご確認ください。

※当日、口座に振り込まれる時間は、金融機関ごとに差があります。時間によっては記帳しても反映されていなかったりすることがありますので、ご注意ください。

お子様の年齢		支給月額
3歳未満		15,000円/人
3歳以上 小学校修了前	第1～2子	10,000円/人
	第3子以降	15,000円/人
中学生		10,000円/人

平成23年9月以前から昭和町で 子ども手当を受給されている皆様へ

— 子ども手当の申請はお済みですか？ —

昭和町で、平成23年9月以前から子ども手当を受給されている方は、制度の変更により、再度、新たに認定請求をしていただく必要があります。既に、対象となる方へはご案内しておりますが、もし、まだ申請がお済みでないようでしたら、お早めにご申請ください。最終期限の平成24年3月31日までに申請いただければ、6月8日に、平成23年10月～平成24年5月分までをまとめて受給できます。

平成24年3月31日までに申請されない場合、平成23年10月以降の子ども手当が受給できなくなりますので、ご注意ください。

問い合わせ先 町民窓口課 子ども手当担当

055-275-8264

平成 23 年度 昭和町公共工事等 第 3 四半期入札結果

契約番号	入札日	工事名(業務名)	工事場所	落札業者	予定価格(税抜)	落札額(税抜)	落札率	工期
23	10月14日	昭和町役場庁舎空調熱源改修工事(第1期)	押越	富士冷暖機	¥28,400,000	¥23,800,000	83.803%	H23.10.20 ～H24.1.19
24	10月26日	清川改修工事(4工区)	河西	内藤組	¥14,520,000	¥13,600,000	93.664%	H23.10.28 ～H24.2.20
25	10月26日	清川改修工事(5工区)	河西	管清社	¥15,430,000	¥14,200,000	92.029%	H23.10.28 ～H24.2.20
26	10月26日	清川改修工事(6工区)	河西	明友建設機	¥11,820,000	¥11,100,000	93.909%	H23.10.28 ～H24.3.12
27	10月26日	町道505号線道路新設工事(1-2工区)	紙漣阿原	五公建設	¥15,990,000	¥14,700,000	91.932%	H23.10.28 ～H24.2.20
28	10月26日	昭和町公共下水道マンホールポンプ設置工事	上河東	新明和工業機	¥10,400,000	¥9,360,000	90.000%	H23.10.28 ～H24.2.29
29	10月26日	昭和町常永土地区画整理地内町道新設工事(1工区)	河西	山梨ガーデン機	¥8,370,000	¥8,000,000	95.579%	H23.10.28 ～H24.2.2
30	11月22日	町道711号線道路新設工事	河東中島	三島工業機	¥11,350,000	¥10,550,000	92.952%	H23.11.25 ～H24.3.14
31	11月22日	町道505号線道路新設工事(2-2工区)	紙漣阿原	大森建設機	¥7,210,000	¥6,770,000	93.897%	H23.11.25 ～H24.3.5
32	11月22日	昭和町常永土地区画整理地内歩道灯設置工事(23-1工区)	河西河東	深沢電気工業機	¥6,880,000	¥6,530,000	94.913%	H23.11.25 ～H24.2.21
33	11月22日	農道109号線道路改良工事(外2路線)	上河東中島	機名執組	¥6,610,000	¥6,270,000	94.856%	H23.11.25 ～H24.3.5
34	11月22日	農道49号線道路改良工事(外2路線)	築地新居西	機田中重建	¥8,590,000	¥8,150,000	94.878%	H23.11.25 ～H24.3.5
35	12月21日	前田地内水路改良工事(外4路川)	紙漣阿原 築地新居 河西河東中島	内藤組	¥7,070,000	¥6,700,000	94.767%	H23.12.22 ～H24.3.21
36	12月21日	田之神田地内水路改良工事(外1路川)	上河東清水新居	山梨ガーデン機	¥6,500,000	¥6,230,000	95.846%	H23.12.22 ～H24.3.21

問い合わせ先 総務課 法制係 ☎ 275-8153

ファミリーサポートしようわ 子育てサポーター養成講座のお知らせ

ファミリーサポートしようわでは、地域の子育てにお力をお寄せいただける方を募集しています。今年度も次の日程で養成講座を行います。昭和町にお住まいの方であれば、年齢・性別は問いません。地域の子どもたちのために活動する第一歩を、私達と一緒にふみ出しませんか？



会場

総合会館2階
相談室・講習室等

持ち物
筆記用具・弁当
(昼食を自宅等に
戻られる方は必要
ありません。)

定員

15名(定員になり
次第締め切り。)

申込み・問い合わせ

ファミリーサポート
しようわ
☎275-8115

申込み期限

2月10日(金)まで

*再受講をご希望の方、また、受講時託児をご希望の方は、ご相談下さい。

託児あり

『平成23年度子育てサポーター養成講座』実施内容・日程

月日	時間	講義科目	講師
2月14日(火)	午前9時30分～	受付 / 開講式	
	午前10時～正午	子どもの事故と安全・応急処置法	山梨県赤十字血液センター 所長 田中均氏
	午後1時30分～3時30分	子どもの世話	いきいき健康課 保健師健康増進係長 戸倉由紀
	午後3時30分～4時	ファミリーサポート援助活動について	ファミリーサポートしようわ アドバイザー 佐藤由美
2月23日(木)	午前10時～正午	子どもの病気と予防 病気の子どものケア	げんきキッズクリニック 院長 宮本直彦氏
	午後1時30分～3時	子どもの遊び	リトミック講師 鶴田香予子氏
	午後3時～4時	昭和町子育て施策について	福祉課 児童家庭係長 斉藤岳
2月28日(火)	午前9時30分～12時30分	子どもの心の発達過程と関わり	山梨県立大学 教授 坂本玲子氏
	午後1時30分～3時30分	保育の心	山梨学院短期大学 准教授 横山順一氏
	午後3時30分～	閉講式 修了証書授与	

家族そろって加入しましょう

交通災害共済のご案内

共済期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日

交通災害共済とは

加入者が交通災害(交通事故による災害)にあつた場合にケガ等の程度によつて見舞金をお支払いする相互救済の制度です。1人年間5000円の掛金で1万円から最高100万円までの見舞金を受け取れます。ただし、次の場合には見舞金が支払われません。

- ①自殺 ②無免許運転 ③酒酔い・酒気帯び運転
- ④故意 ⑤地震・洪水・暴風その他天災又は内乱
- ⑥暴動等の異常事態 ⑦犯罪行為・法令違反

昨年の災害件数は

本町では59件の災害(平成23年4月～11月)があり、347万円が見舞金として支払われています。

加入できるのは

本町に住民登録・外国人登録のある方

加入の申込みは

組に加入されている世帯には、各地区の役員の方等が申込書を持って伺います。掛金を添えてお申込みください。組に加入されていない世帯へは、郵送にて申込書を発送いたしますので、申込書に掛金を添えて、役場総務課窓口へお申込みください。

共済掛金は

一人年額5000円です。*中途加入でも額は同じです。

見舞金額について(チラシ又は加入者証裏面参照)

実治療日数で等級を算定します。

問い合わせ 総務課 総務係 ☎275-8153



子育てHAPPYセミナー

毎年大好評の子育てセミナーを今年度も開催します！子育て中のお母さん、お父さん。この機会に子育ての『楽しさ』を再発見してみませんか？託児もできますので、安心してご参加いただけます。ぜひお越しください。



託児あり

子育てHAPPYセミナー

タイトル	子どもの心をはぐくむ コミュニケーション	子どものハートをキャッチ 幼児メニューの再発見♪
対象者	昭和町にお住まいの乳幼児(0歳～就学前)の保護者	1歳(離乳食完了期ごろ)～3歳の保護者
実施日時	2月20日(月) 午前10時～12時	3月1日(木) 午前10時～12時
場所	総合会館 2階	総合会館 1階
講師	山梨大学教育人間科学部 教授 栗田真司氏	管理栄養士 佐野桂子氏
講座定員	40名	30名
託児定員	30名	30名
申込み 問い合わせ	2月1日(水)～15日(水) 午前8時30分～午後5時15分 いきいき健康課 ☎275-8785	※土日祝日を除く
その他	山梨日日新聞で「おやこみゆ!くりた先生のコミュニケーション講座」を掲載されている先生です!	簡単な調理実習を行いますので、300円(材料費)がかかります。

町営常永団地B棟入居者募集

町営常永団地の入居者を募集します。ご希望の方は期間内にお申込みください。なお、詳しくは、役場建設課に備えてある入居者募集案内をご覧ください。

所在地

昭和町上河東543番地

募集戸数

1DK(1～2人世帯用)
54・2㎡ 1戸(5階)

申込資格

- ・住宅に困窮していること。(持ち家のない方・現在公営住宅に入居していない方。)
- ・世帯を構成していること。(60歳以上の方、身体に障害をお持ちの方は単身でも入居できます。)
- ・法令で定められた収入基準(収入月額15万8千円)以内であること。
- ・本町に1年以上住民登録がされている方、または町内の事業所に勤務している方であること。
- ・町税等を滞納していないこと。
- ・町内にお住まいの連帯保証人をたてられること。(連帯保証人は前年の年間所得が124万8千円以上あること。)
- ・入居申込者及びその同居者が暴力団員でないこと。



常永団地B棟

受付期間

2月13日(月)～24日(金)
午前9時～午後5時
(土日祝日を除く)

入居予定日

平成24年4月(予定)

申込み・問い合わせ

2月1日から役場建設課窓口にて申込用紙を配布します。また、町ホームページからもダウンロードできます。※応募多数の場合は抽選となります。

建設課 管理係
☎275-8412





まちのわだい



町内の「地域情報」を紹介するコーナーです。
身近な話題がありましたらご連絡ください！
(企画財政課 広報担当 ☎ 275-8154、kikaku@town.yamanashi-showa.lg.jp)

小正月だ！獅子舞ししまい& どんどん焼き！

1月15日の小正月を前に、1月8日（日）、14日（土）、町内各地区で小正月の行事が行われました。
厄払いの獅子舞や、米粉団子のまゆだま繭玉づくり、竹やわらで建てた社に正月飾りを入れて炊き上げる「どんどん焼き」などが行われました。



▲どんどん焼きと繭玉づくり（西条二区）

▲獅子舞とどんどん焼き（紙漕阿原区）

男性の料理教室



平成23年12月3日（土）、昭和町男女共同参画推進委員会主催の「男性の料理教室」が開催されました。

サバの味噌煮をはじめ、大根の煮物や吸い物などを作り、料理の腕を振るっていました。



天まあ〜で〜揚あがれ！♪



1月14日（土）、昭和町子育てボランティアの会主催の「第24回たこあげ大会」が開催され、保育園・幼稚園児、小学生など200名以上の親子が参加しました。

午前中、総合会館で甲州かるた保存会前会長の山本武夫先生と一緒に親子でたこをつくり、午後に押原中学校グラウンドでたこあげをしました。いろんな絵え紙かみや字じ紙かみが、青空いっぱいあそびに揚あがりました。



成人おめでとう

1月8日（日）、「平成24年第65回昭和町成人式」が総合会館において挙行されました。今年は204名の皆さんが成人を迎え、式典には145名（男性86名、女性59名）が参加し、あてやかな振袖や真新しいスーツに身を包んだ新成人が、気持ちを新たに大人の仲間入りをしました。
式典後には、押原中学校などで当時の自身から二十歳の自分へ送ったタイムカプセルが開かれました。また、会場内には「10年後の30歳の自分への手紙」ポストも用意され、二十歳の思いを綴った手紙を投函していました。



齊藤壮馬さんと望月絢子さんが代表して記念品を受け取りました



新成人を代表し三枝郁未さんが誓いの言葉を述べました



親子スケート教室



12月2日（金）、小瀬スポーツ公園アイスアリーナで町教育委員会主催の「親子スケート教室」が開催され、町内の親子160名が参加しました。

スケートを初めて滑る家族も多く、自由のきかない氷の上で苦戦しながらも、山梨県スケート連盟の方の指導のもと、約2時間のスケートを楽しみました。

あしひきの〜♪



1月5日（木）、西条新田区公会堂で、百人一首かるた大会とこま作りが行われました。

初めての開催で少人数での開催でしたが、読み上げられる歌に耳を澄ませ、元気になるた取りを楽しみました。